

予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

宇宙開発事業団法施行規則(昭和44年9月16日総理府・郵政省令第1号)第7条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 予算総則第2条に規定する平成15事業年度において宇宙開発事業団が債務を負担することができる事項と事項ごとの限度額のうち債務を負担した金額は、次のとおりである。

事 項	限 度 額	債 務 負 担 額
	円	円
施設整備に必要な経費	2,369,565,000	2,111,424,000
情報収集衛星システム開発等受託に必要な経費	73,904,994,000	29,561,700,000
合 計	76,274,559,000	31,673,124,000

2. 予算総則第3条に規定する支出予算の弾力条項については、事業量の増加等による事業収入が予算に比して増加しなかったため、適用しなかった。
3. 予算総則第4条に規定する経費は、役員給与、職員給与、退職金、福利費及び交際費で、これらの経費については流用又は予備費の使用は行わなかった。
4. 予算総則第5条に規定する役職員の定員及び給与の基準については、予算において予定した定員をこえる増員又は給与の基準をこえる支給は行わなかった。